

保証月報

2018 3



福井県信用保証協会
FUKUI GUARANTEE

▶ 大雪関係

- 1 大雪に関する県制度の創設について
大雪による災害に関する相談及び保証実績について

▶ 制度創設・変更関係（平成30年4月1日より）

- 2 信用補完制度の見直しに伴う制度創設及び変更等について
- 4 保証制度の取扱期間延長について
- 5 税理士連携短期継続保証の創設について
- 6 中部圏11協会共同地方創生保証の創設について
- 7 県制度の創設及び変更等について
- 9 福井市制度の変更について

▶ お知らせ

- 10 経営者保証を不要とする取扱いについて
- 12 信用補完制度の見直し等に係る説明会を開催しました
- 13 「金融法務研修会」を開催しました
創業に関する保証実績が初めて100件、5億円を突破しました
- 14 当協会職員が大雪の際に人命救助を行い表彰されました
平成31年4月 採用職員の募集について
- 15 不動産競売情報

▶ 16 平成30年2月の保証動向

▶ 17 保証実績月別推移表

▶ 統計資料

- 18 事業概況
- 19 業種別保証状況
- 20 金融機関別保証状況
- 21 市町別保証状況
資金用途別保証状況
- 22 制度別保証状況

▶ 保証制度一覧

- 23 協会保証制度
- 24 福井県制度融資
- 25 各市制度融資

今月の表紙：梅林（若狭町）

日本海側最大の梅産地で、福井梅の主産地として全国的に有名な若狭町の梅林は、早春になると全国各地から人が集まり賑わいます。

初夏になると、収穫が始まります。福井梅の特徴は、実が厚くて、種が小さいこと。「福井の梅」として大相撲の優勝力士に贈られています。



大雪に関する県制度の創設について

今般、福井県中小企業者向け制度融資「中小企業緊急資金（平成30年2月豪雪）」が創設され、平成30年3月19日から当協会にて保証取扱いを行うことといたしましたのでお知らせします。

福井県中小企業緊急資金（平成30年2月豪雪）

対象者	豪雪の影響により、次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 事業用資産に直接影響を受けた中小企業者 (2) 事業用資産に直接影響を受けていないが、売上高等の減少により営業に支障が生じている中小企業者
保証限度額	1億円
保証期間	10年以内（据置2年以内を含む）
資金用途	(1) 経営再建に必要な設備資金および運転資金 (2) 豪雪の影響により借り入れた運転資金および設備資金の借換えに必要な資金
保証料	負担なし ※県による保証料全額補給あり
融資利率	1.00%以下（責任共有制度対象の場合） 0.90%以下（責任共有制度対象外の場合） ※県による5年間の利子全額補給あり



大雪による災害に関する相談及び保証実績について

当協会は、2月の大雪により事業活動に影響を受けられた事業者の皆さまを支援するため、特別相談窓口の設置、資金繰り支援などの取組みを行っております。

3月13日現在の実績は、相談103件、保証承諾39件 4億74百万円となっており、その後も引続き多くのご相談をいただいている状況です。ご相談の内容としては、大雪による建設工事の遅れや宿泊予約のキャンセルによる売上減少などがあり、事業活動への影響が続いています。

当協会は引続き、大雪の影響を受けられた県内中小企業の皆さまを全力でサポートしてまいります。

大雪当時にニュース等で報じられた交通面の影響は今では解消されておりますので、県内中小企業の活力を取り戻すためにも、ぜひ多くの方に福井へ観光に来ていただけますよう、役職員一同で願っております。



信用補完制度の見直しに伴う制度創設及び変更等について

中小企業の経営改善・生産性向上を促進するため、「中小企業信用保険法」等を改正する法律が平成30年4月1日に施行され、信用補完制度の見直しが行われます。今回の見直しに伴う制度創設・変更等についてお知らせします。

(1) セーフティネット関係

危機関連保証

対象者	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により経営の安定に支障を生じていることについて認定を受けた中小企業者
保証限度額	2億8千万円
保証期間	10年以内
保証料率	年0.80%

経営安定関連保証5号（変更）

平成30年4月1日以降受付分について、責任共有対象（保証料率0.68%）となり、モニタリングが廃止となります。

(2) 事業承継に係る保証制度

特定経営承継関連保証

対象者	経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、代表者が株式等を取得するための資金について、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者
保証限度額	2億8千万円
保証期間	運転資金：10年以内 設備資金：15年以内
保証料率	年0.45%～1.90%

事業承継サポート保証

対象者	被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する新設持株会社
保証限度額	2億8千万円
保証期間	15年以内
保証料率	年1.15%

(3) 円滑な事業撤退支援

自主廃業支援保証

対象者	次のすべてを満たすもの (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること (3) バンクミーティング等により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの ※廃業計画の実施に必要な資金を対象とする
保証限度額	3千万円
保証期間	1年以内
保証料率	年0.45%~1.90%

(4) 小規模事業者への支援拡充

小口零細企業保証の保証限度額や、特別小口保険の付保限度額（無担保・無保証人保証等）を拡充します。
(1,250万円 ⇒ 2,000万円)

(5) 創業者に対する制度要件拡充

創業関連保証や再挑戦支援保証の保証限度額を拡充します。
(1,250万円 ⇒ 2,000万円)



保証制度の取扱期間延長について

当協会では、お客さまの資金ニーズに合わせた各種保証制度をご用意しております。
下記の保証制度について、取扱期間を1年間延長し「平成31年3月31日まで」といたします。

長期あんしん借換保証

保証限度額	2億8,000万円
保証期間	15年以内（据置期間1年以内）
資金用途	運転資金（既往保証付き貸付の借換えに必要な資金 及び 真水資金）
保証料率	年0.45%～1.90%
その他	モニタリングを通してフォローアップを実施

ふくいスクラム保証

保証限度額	無担保 8,000万円
保証期間	10年以内（据置期間1年以内）
資金用途	事業資金（ただし、不動産購入資金、借換資金は除きます）
保証料率	通常保証料率（0.45%～1.90%）から0.1%引き下げます。
協調融資	保証付き貸付の2割以上のプロパー貸付を同時に実行することが条件となります。
その他	モニタリングを通してフォローアップを実施

新規・再利用推進保証「きずな」

保証限度額	2,000万円
保証期間	10年以内
資金用途	事業資金
保証料率	通常料率より20%割引した料率（0.36%～1.52%）
その他	簡易事前審査（FAX）を実施、申込金融機関の支援体制を確認



税理士連携短期継続保証の創設について

北陸三県の信用保証協会（富山県信用保証協会、石川県信用保証協会、福井県信用保証協会）と北陸税理士会とが連携して地域の中小企業の経営の安定や経営基盤の強化を図ることにより、地域経済の発展に寄与することを目的に、平成29年6月9日、北陸三県の信用保証協会と北陸税理士会との間で「中小企業支援の連携に関する協定」を締結いたしました。

このたび、その具体的な業務協力として、信用保証協会と税理士会の両者が連携する保証制度を創設し、平成30年4月1日より取扱いを開始することといたしました。

本保証の概要は下記のとおりとなっております。

北陸三県の信用保証協会は、今後も地域の関係機関との連携を図り、様々な取組みを通して、中小企業の資金繰りの円滑化及び地域経済の活性化に努めてまいります。

税理士連携短期継続保証

- 最長5年間、決算期ごとに借換（継続）が可能です！
- 毎月の返済負担が無く、資金繰りの安定が図られます！
- 顧問税理士・信用保証協会が連携して中小企業の皆さまをサポートします！

対象者	中小企業信用保険法に規定する中小企業者であって、次のいずれにも該当するもの (1) 取扱金融機関との与信取引が1年以上あること (2) 税理士が月次管理を行い「税理士連携短期継続保証に係る推薦書兼決算概要報告書」の提出があること (3) 直近決算書において経常利益を計上していること なお、個人の場合は、貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前の所得金額が200万円以上であること (4) 既保証分が条件変更等による返済緩和がされていないこと
保証限度額	3,000万円（一企業一保証）
保証期間	1年以内（最大4回まで借換可能）
返済方法	一括返済
保証料率	0.45%～1.90% （推薦する税理士が認定経営革新等支援機関の場合、0.1%引き下げ）



中部圏 11 協会共同地方創生保証の創設について

中部圏9県の11信用保証協会（長野、静岡、愛知、名古屋市、岐阜県、岐阜市、三重、富山、石川、福井、滋賀）は、中部圏の観光関連事業者に対して、訪日外国人観光客など域外客を呼び込み、地域資源を活用した商品・サービスをもって、新たな需要の創出と消費拡大を図るために必要な資金を円滑に供給するための保証制度「中部圏11協会共同地方創生保証（昇龍道・おもてなし）」を創設し、平成30年4月1日から取り扱いを開始します。

本保証を通じて、中部圏の観光関連事業をより一層支援し、地域を支える中小企業・小規模事業者の一層の発展及び地方創生に貢献してまいります。

中部圏 11 協会共同地方創生保証（昇龍道・おもてなし）

- 信用保証料率を通常料率より0.1%引き下げし、地方創生に資する中部圏の観光関連事業者の資金繰りを支援します！

対象者	次に掲げる要件のいずれかを満たす中小企業者 (1) 昇龍道プロジェクト推進協議会の会員であること (2) 一般社団法人中央日本総合観光機構の会員であること (3) 一般社団法人サービスデザイン推進協議会により認定された認証機関から「おもてなし規格」の認証等を受けていること (4) 利用する信用保証協会が本保証の目的に資すると認めたもの
保証限度額	5,000万円
対象資金	事業資金（本保証の目的に資する資金とする）
保証期間	10年以内（据置1年以内を含む）
貸付利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて徴求
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
保証料率	0.35%～1.80%（通常料率から0.1%引き下げ）
取扱期間	2018年4月1日から2021年3月31日保証申込受付分



平成30年4月1日からの福井県制度融資の創設及び変更等についてお知らせします。

1. 創設

福井県事業承継支援資金

対象者	県内において、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、次のいずれかに該当する者 なお、本資金に係る融資対象者（1）について、中小企業者の代表者個人を融資対象者とする。 （1）中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号の規定による知事の認定を受けた者 （2）認定支援機関等の支援により策定した事業承継計画を進める者で、貸付後3年以内に代表者を交代する見込みのある者、または、代表者交代後1年未満の者 （3）後継者不在等により存続見通しが見つからない県内中小企業者（事業歴1年以上）から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部または一部を承継する者
保証限度額	1億5,000万円 ただし、親族内承継の場合は、8,000万円
資金用途	株式など事業用資産の取得資金や相続税等の納税資金、 事業承継計画に基づき必要となる事業資金
保証期間	15年以内（据置1年以内を含む。） ただし、親族内承継の場合は、10年以内（据置1年以内を含む。）
保証料率	0.35%～1.70% （対象者（1）、（2）の場合、県による信用保証料の1/2補給あり。）

2. 変更

福井県中小企業育成資金（一般）

「労働環境整備支援分」の追加

働きやすい職場づくりに取り組む企業として県の認定を受けた中小企業者を、中小企業育成資金（一般）の保証料補給の対象に追加

福井県中小企業育成資金（小口）

保証限度額の拡大

（旧） 1,250万円 ⇒ （新） 2,000万円

「労働環境整備支援分」の追加

働きやすい職場づくりに取り組む企業として県の認定を受けた中小企業者を、中小企業育成資金（小口）の保証料補給の対象に追加

福井県経営安定資金

「危機関連保証支援分」の追加

中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、経営の安定に支障が生じていることについて市町長の認定を受けた中小企業者を対象に追加（国の危機関連保証に対応）

福井県資金繰り円滑化支援資金

保証要件の緩和

- 1) 売上減少に係る要件を撤廃
- 2) 「借換後の返済額が借換前の返済額よりも減少」の要件を撤廃

保証期間の延長

（旧） 10年 ⇒ （新） 15年

福井県開業支援資金（無担保）

保証限度額の拡大

（旧） 2,500万円 ⇒ （新） 3,500万円

保証期間の延長

（旧） 設備…7年以内 ⇒ （新） 設備…10年以内
 運転…5年以内 運転…10年以内

福井県産業活性化支援資金

「事業承継支援分」の廃止

※ 新設する「事業承継支援資金」に移行

■ その他の変更

金利の引下げ … 現行の金利から一律0.3%を引下げ

（IoT・AI等導入支援資金は通常の1/2に引き下げ済につき除外）



平成30年4月1日からの福井市制度融資の変更についてお知らせします。

福井市小規模企業者サポート資金

保証限度額の拡大

(旧) 限度額1,250万円以内

ただし、既存の当協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1,250万円の範囲内とする。



(新) 限度額2,000万円以内

ただし、既存の当協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内とする。

福井市創業支援資金

保証限度額の拡大

(旧) 限度額1,500万円以内



(新) 限度額2,000万円以内

自己資金要件の削除

(旧) 融資額が1,000万円を超える場合、1,000万円を超える額と同額以上の自己資金を有している方



(新)

削除

■ その他の変更

金利の引下げ … 現行の金利から一律0.3%を引下げ



経営者保証を不要とする取扱いについて

平成25年12月に策定・公表された「経営者保証に関するガイドライン」について、信用補完制度における運用の見直しを行うこととなり、平成30年4月1日以降の申込受付分より下記のとおり「経営者保証を不要とする取扱い」を行いますのでお知らせします。

(1) 保証時

経営者保証を不要とすることができるのは、原則として以下の①～③のいずれかの場合です。

①【金融機関連携型】

申込金融機関にて、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり（又はプロパー融資を同時実行し）、財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を充足している場合は、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。

②【財務要件型無保証人保証制度】

特定社債保証制度と同様の財務要件を設けた「財務要件型無保証人保証制度」を平成30年4月1日施行にて創設します。同制度を利用する場合は、経営者保証を不要とすることができます。

財務要件型無保証人保証

対象者	一定の財務要件（特定社債保証制度と同様）を満たすもの
保証限度額	2億8千万円
保証期間	分割弁済：7年以内 一括弁済：2年以内
連帯保証人	不要
保証料率	年0.45%～1.90%

③【担保充足型】

申込人又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合は、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。

(2) 期中時（事業承継時を除く）

期中で経営者保証を不要とする対応ができるのは、原則として以下のいずれかの場合です。

① 借換え

【金融機関連携型】【財務要件型無保証人保証制度】【担保充足型】により借換えを行う場合。

② 条件変更

【金融機関連携型】により経営者保証を解除する場合。

(3) 事業承継（代表者交代）時

原則として、旧代表者が引き続き保証参加する場合は、新代表者の保証追加は行いません。ただし、旧代表者の保証解除の要請があり、既存分の返済が正常で新代表者の保証を追加する場合は基本的に旧代表者の保証を解除します。

※「経営者保証ガイドライン保証」の取扱い終了について

「経営者保証を不要とする取扱い」の実施に伴い、従来の「経営者保証ガイドライン対応保証」については平成30年3月31日をもって新規保証申込受付を終了します。

また、同保証の終了に伴い、全国統一申込書式にある『「経営者保証ガイドライン」に係るご説明』につきまして、同保証についての記述を含む表面の一部が改正され、平成30年4月1日保証申込受付分から適用されることとなりますので、既に送付済の信用保証申込書一式中にある同『ご説明』につきましては、差替えをお願いするとともに、連帯保証人に配布・説明される際にはご注意くださいようお願いいたします。



信用補完制度の見直し等に係る説明会を開催しました

中小企業の経営改善・生産性向上を促進するため、「中小企業信用保険法」等を改正する法律が平成30年4月1日に施行され、信用補完制度の見直しが行われます。これを受け、今回の見直しに伴う保証制度の創設及び変更等について、金融機関及び関係機関向けの説明会を開催しました。

3月6日に開催した金融機関担当部長との意見交換会では、「中小企業のライフステージ毎の多様な資金需要に対応する新たな保証制度」や「経営者保証を不要とする取扱いへの対応」等について活発な意見交換が行われました。その後も下記のとおり地区別・機関別に4回に分けて説明会を行い、信用補完制度見直しの周知を図りました。

当協会は、このたびの信用補完制度見直しの趣旨を踏まえ、金融機関及び関係機関の皆さまとの連携を一層強化し、県内中小企業の経営改善・生産性向上に資する取組みを行ってまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくご依頼申し上げます。

開催日

- ① 金融機関担当部長向け説明会及び意見交換会
3月 6日（火） 参加人数：8名
- ② 県・市町・商工会議所・商工会向け説明会（嶺北地区）
3月 6日（火） 参加人数：15名
- ③ 市町・商工会議所・商工会向け説明会（嶺南地区）
3月 8日（木） 参加人数：8名
- ④ 金融機関実務担当者向け説明会（嶺北地区）
3月15日（木） 参加人数：12名
- ⑤ 金融機関実務担当者向け説明会（嶺南地区）
3月16日（金） 参加人数：5名





「金融法務研修会」を開催しました

民法（債権関係）改正や反社会的勢力に対する保証契約の錯誤無効判例など、保証協会を取り巻く法務環境が変化している中において、当協会では顧問弁護士を講師に招いて金融法務研修会を開催し、職員のスキルアップを図っています。

3月2日に顧問弁護士の野坂佳生先生を講師に招き、「期限の利益喪失の実務と近時の重要金融判例」について解説していただきました。



今後も金融法務研修会等を通して適切な法的手続きによる期中管理・債権管理・回収等職員のスキルアップを図り、信用補完制度の持続的発展に努めてまいります。



創業に関する保証実績が初めて100件、5億円を突破しました

当協会は今年度、企業支援部 創業・企業支援室内に新たに「創業・事業承継担当チーム」を設置し、専門家派遣による創業計画策定支援・創業フォローアップの実施、創業セミナーの開催、専門学校での創業講座の開催など、創業支援に力を入れてまいりました。創業に関する保証実績は2月末現在で100件、5億円を突破し、ともに過去最高の実績となりました。

創業時に頼りにされる保証協会となるべく、今後とも皆さまの創業チャレンジを後押しする取組みに努めてまいります。

創業に関する今年度の保証実績（2月末現在）

件数：103件（前年比128.8%） 金額：5億18百万円（前年比154.2%）



当協会職員が大雪の際に人命救助を行い表彰されました

当協会の永井主査が、2月の大雪の際に人命救助を行い、協会から表彰を受けました。

永井主査は、2月13日に、除雪作業中のフォークリフトが横転し首を挟まれた男性を、救急車が到着するまで車の油圧ジャッキで屋根部分を持ち上げるなど近所の人と協力し、迅速な救助を行ったとして、地元消防組合からも表彰を受けております。

表彰式で永井主査は、役職員を前に当時の体験を語るとともに、「119番を掛ける時に動揺し救助場所を的確に伝えられない場合もあるため、携帯電話よりも通報位置が瞬時に消防署側で把握できる固定電話で行ったほうが良いです。また、1人で助けようと思わず周囲の人に協力を求めて」等と、もしもの事態に役立つ知識を教えてくださいました。



平成31年4月 採用職員の募集について

平成31年4月採用の当協会職員を募集いたします。
現在、業務説明会の参加を受け付けております。

☆ 募集要項等の詳しい情報は、当協会ホームページをご覧ください。
(URL <http://www.cgc-fukui.or.jp>)

《注意事項》

当協会の選考を受けるにあたり、4月・5月に開催する予定の業務説明会への参加が必須となります。

お問い合わせは、総務部総務課までお願いします。



福井県信用保証協会
FUKUI GUARANTEE

不動産競売情報

下記期間内に実施予定の競売事件について、ご案内いたします。

入札物件に関するお問い合わせは、管理部担当までご連絡願います。

なお、詳細情報については平成30年4月19日（木）より不動産競売物件情報サイト【<http://bit.sikkou.jp/>】でご覧いただけます。

【入札期間】

裁 判 所	敦賀支部
入 札 期 間	平成30年5月11日（金）～平成30年5月18日（金）
開 札 日	平成30年5月24日（木） 午前10時
特 別 売 却	平成30年5月31日（木）

【入札物件】

敦賀市 （作業所・倉庫）	事 件 番 号	平成29年（ケ）第15号
	所 在	敦賀市和久野2号東河原
	種 類	宅地2筆 作業所・倉庫1棟
		計224.95㎡ ※延266.66㎡ <small>※現況面積を表示しています</small>
	売却基準価格	3,360,000円
	買受可能価格	2,688,000円
		担当：鈴木

※掲載物件以外で不動産をお探しの方がおりましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

管理部直通 TEL 0776-33-8320

30年2月の保証動向

・保証承諾	1,877百万円 (前年比 99.7%)
・保証債務残高	96,177百万円 (前年比 77.5%)
・代位弁済	10百万円 (前年比 2.9%)

2月の保証承諾は、151件、18億77百万円（前年比99.7%）となり、1件当たりの承諾額は1,243万円（前年1,336万円）となりました。制度別では、借換に係る制度（協会・県・市）の合計が8億77百万円と全体の46.7%を占め、業種別では、卸売業、建設業、小売業の順となりました。

なお、代位弁済は、4件（3企業）、10百万円（前年比2.9%）でした。

（単位：百万円、%）

	2月				当期中			
	件数	金額	前年比		件数	金額	前年比	
			件数	金額			件数	金額
保証承諾	151	1,877	107.1	99.7	1,811	22,032	91.7	90.9
保証債務残高					12,216	96,177	78.9	77.5
代位弁済	4	10	14.8	2.9	113	961	50.0	34.7

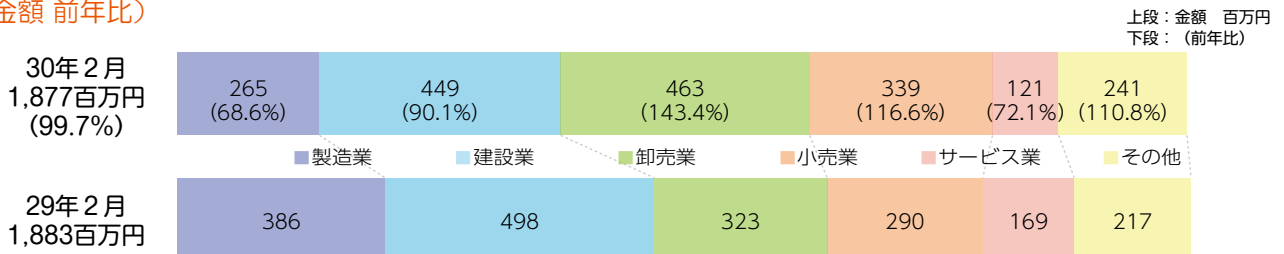
○保証承諾

◆業種別

業種別では、製造業2億65百万円（前年比68.6%）、非製造業16億12百万円（同107.7%）。

上位3業種は、卸売業4億63百万円（同143.4%）、建設業4億49百万円（同90.1%）、小売業3億39百万円（同116.6%）となりました。なお、眼鏡工業は4件、17百万円（同15.5%）となりました。

（金額 前年比）

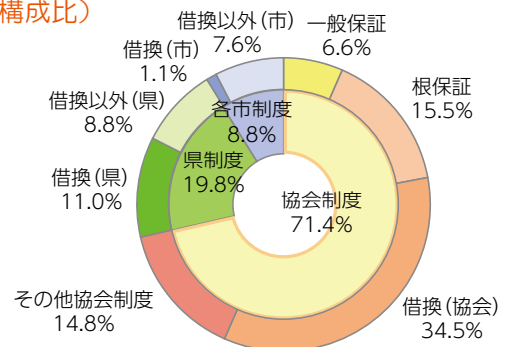


◆制度別

制度別では、協会制度13億41百万円（前年比88.3%）、県制度3億72百万円（同161.5%）、各市制度1億64百万円（同121.6%）となりました。

また、「創業」に係る保証は、32百万円（前年比173.0%）となりました。

（金額 構成比）

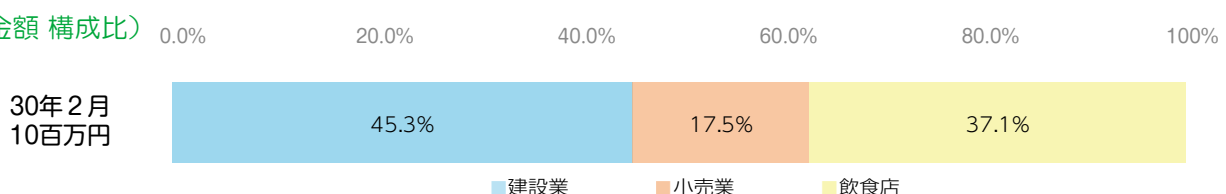


○代位弁済

◆業種別

上位3業種は、建設業5百万円、飲食店4百万円、小売業2百万円、となり、原因別では、商況不振が3件（2企業）9百万円と全体の82.5%を占めました。

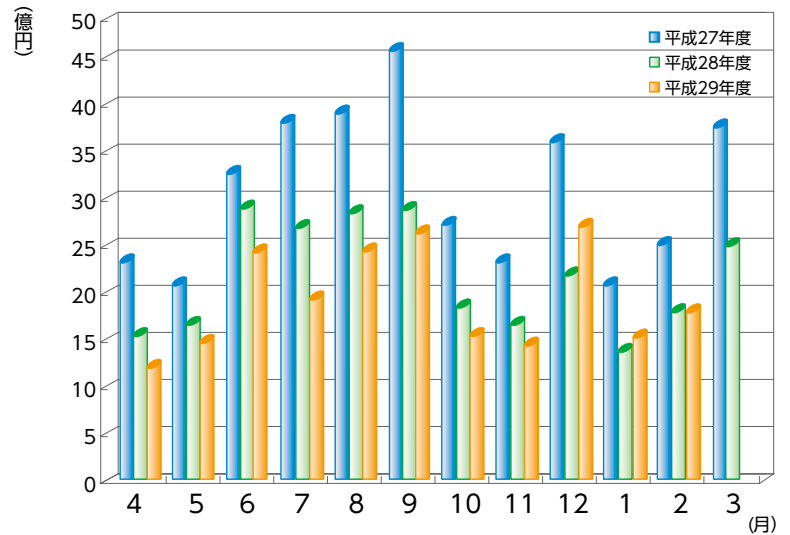
（金額 構成比）



保証承諾

(単位：百万円、%)

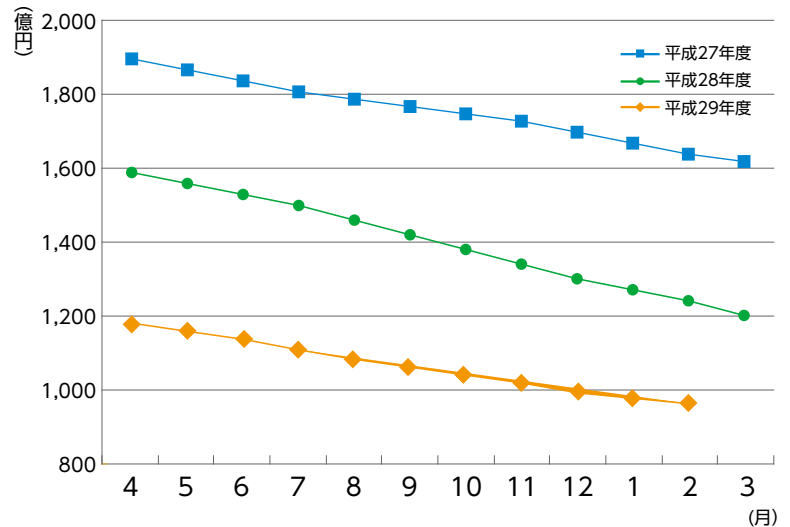
月	27年度	28年度	29年度		
	金額	金額	件数	金額	前年比
4	2,415	1,598	118	1,264	79.1
5	2,145	1,717	154	1,550	90.3
6	3,360	3,006	213	2,511	83.5
7	3,934	2,770	166	2,014	72.7
8	4,025	2,955	167	2,525	85.4
9	4,688	2,976	211	2,712	91.1
10	2,841	1,918	146	1,622	84.6
11	2,412	1,727	155	1,523	88.2
12	3,719	2,285	209	2,814	123.2
1	2,159	1,392	121	1,621	116.5
2	2,576	1,883	151	1,877	99.7
3	3,884	2,582			
合計	38,159	26,808	1,811	22,032	90.9



保証債務残高

(単位：百万円、%)

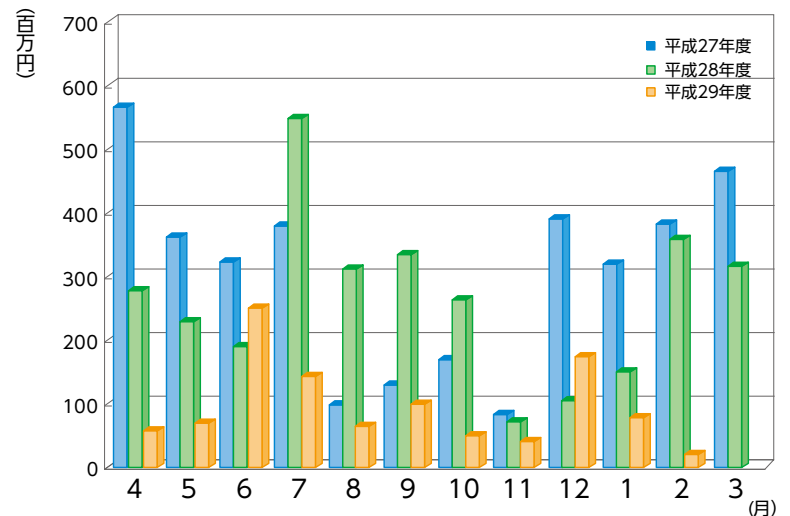
月	27年度	28年度	29年度		
	金額	金額	件数	金額	前年比
4	190,256	159,260	14,725	117,931	74.0
5	187,077	156,110	14,489	115,656	74.1
6	184,028	153,431	14,232	113,499	74.0
7	181,479	150,245	13,946	110,602	73.6
8	179,548	146,334	13,669	108,032	73.8
9	177,506	142,499	13,380	106,315	74.6
10	175,009	138,501	13,130	103,785	74.9
11	173,033	134,837	12,879	101,290	75.1
12	170,341	130,499	12,593	99,131	76.0
1	167,623	127,486	12,434	97,480	76.5
2	164,855	124,030	12,216	96,177	77.5
3	162,268	120,543			
平均	176,085	140,315	13,427	106,354	75.8



代位弁済

(単位：百万円、%)

月	27年度	28年度	29年度		
	金額	金額	件数	金額	前年比
4	562	270	9	50	18.5
5	357	222	12	62	27.8
6	319	179	21	242	135.2
7	375	541	7	137	25.3
8	93	306	13	58	19.0
9	121	329	10	93	28.4
10	162	257	5	43	16.7
11	76	65	8	32	49.5
12	386	99	10	166	166.8
1	313	145	14	68	47.0
2	378	351	4	10	2.9
3	460	309			
合計	3,604	3,073	113	961	34.7



※百万円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

1 事業概況

平成30年2月末

(単位：千円、%)

2月			項目		当期中				
前年同月比	件数	金額			件数	金額	前年同月比		
/	/	/	保証	期首繰越	24	287,800	62.8		
84.4	150	1,738,800	申込	本年中	1,859	22,724,014	87.3		
-	-	-	拒	絶	-	-	-		
17.6	3	5,000	申	込取消	43	406,490	36.7		
23.7	/	5,100	査	定減額	/	124,210	25.2		
/	/	/	調	査中	29	449,030	67.4		
/	/	/	保証	期首繰越	15,055	121,600,137	74.4		
99.7	151	1,877,170	承諾	本年中	1,811	22,032,084	90.9		
-	-	-	保	証後取消	19	233,520	135.7		
58.4	348	3,067,400	償	還	4,453	45,528,101	75.4		
2.9	4	10,270	代	位弁済(元金)	113	954,414	34.8		
/	/	/	貸	付報告未着	65	739,400	185.2		
/	/	/	保	証債務残高	12,216	96,176,786	77.5		
/	/	/	代	期首繰越	118	835,258	78.7		
2.9	4	10,270	位	本 年 度 中	元	金	113	954,414	34.8
2.8	-	66	弁		利	息	-	6,326	28.8
2.9	4	10,336	済		計	113	960,740	34.7	
24.3	2	5,260	回	収	10	46,767	29.4		
-	-	-	償	却	-	-	-		
/	/	/	求	償権残高	221	1,749,232	53.4		

千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

2

業種別保証状況

平成30年2月末

(単位：千円、%)

保証承諾							業種	保証債務残高				代位弁済	
2月			当期中					件数	金額	前年比	構成比	当期中	
件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比						件数	金額
-	-	-	31	380,170	76.63	1.73	食 料 品 工 業	244	2,019,410	73.91	2.10	-	-
7	68,500	761.11	74	1,284,560	98.41	5.83	織 維 品 工 業	595	6,188,616	80.53	6.43	1	15,827
1	20,000	-	15	126,100	303.86	0.57	木 材 ・ 木 製 品 工 業	75	449,590	86.13	0.47	3	21,992
1	20,000	-	12	112,500	115.38	0.51	家 具 ・ 建 具 工 業	86	536,483	83.73	0.56	-	-
-	-	-	12	239,000	114.52	1.08	紙 工 業	87	737,253	50.12	0.77	3	32,333
-	-	-	-	-	-	-	製 版 ・ 製 本 業	7	33,511	62.70	0.03	-	-
-	-	-	-	-	-	-	化 学 工 業	13	49,188	61.19	0.05	-	-
-	-	-	-	-	-	-	石 油 ・ 石 炭 製 品 工 業	4	30,594	42.47	0.03	-	-
2	44,000	293.33	15	146,450	57.01	0.66	ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク 工 業	120	905,312	60.51	0.94	-	-
-	-	-	1	2,000	40.00	0.01	ゴ ム 製 品 製 造 業	6	26,072	57.79	0.03	-	-
-	-	-	1	4,800	-	0.02	皮 革 工 業	3	6,611	117.24	0.01	-	-
-	-	-	7	196,000	119.51	0.89	窯 業	75	1,096,524	85.23	1.14	1	785
2	10,000	9.48	28	486,800	71.33	2.21	機 械 工 業	324	3,011,925	68.33	3.13	5	56,171
1	1,000	-	12	261,200	87.64	1.19	電 気 機 器 工 業	117	998,076	72.25	1.04	1	8,908
1	28,000	-	3	57,200	408.57	0.26	車 両 工 業	11	87,504	81.41	0.09	-	-
-	-	-	5	45,500	60.67	0.21	船 舶 工 業	8	116,888	102.01	0.12	-	-
2	33,000	91.67	24	388,900	97.46	1.77	金 属 工 業	216	1,727,806	76.19	1.80	-	-
-	-	-	8	160,650	139.09	0.73	ソ フ ト ウ ェ ア 業	73	532,358	70.31	0.55	-	-
-	-	-	-	-	-	-	情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	2	7,267	57.45	0.01	-	-
-	-	-	-	-	-	-	農 林 漁 業	1	4,918	61.75	0.01	-	-
9	40,600	32.22	129	1,246,300	79.75	5.66	そ の 他 の 工 業	698	3,976,823	77.17	4.13	7	7,579
26	265,100	68.60	377	5,138,130	89.54	23.32	製 造 業 計	2,765	22,542,729	74.40	23.44	21	143,596
-	-	-	-	-	-	-	鉱 業	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	69,000	-	0.31	土 石 採 取 業	18	347,733	66.42	0.36	-	-
-	-	-	1	5,700	-	0.03	木 材 伐 出 業	1	1,894	34.03	0.00	-	-
34	448,970	90.08	451	5,848,384	85.34	26.54	建 設 業	3,048	25,100,823	77.60	26.10	16	127,697
24	462,600	143.35	184	3,059,600	76.74	13.89	卸 売 業	1,376	14,218,194	76.08	14.78	13	197,485
26	338,500	116.63	333	3,110,130	85.82	14.12	小 売 業	2,025	14,187,547	79.60	14.75	28	206,901
11	44,200	203.69	131	948,790	144.28	4.31	飲 食 店	781	3,193,522	82.85	3.32	13	188,491
-	-	-	13	159,600	50.24	0.72	不 動 産 業	145	1,157,809	75.50	1.20	-	-
7	175,500	382.35	52	1,021,800	126.08	4.64	運 送 業	351	4,173,935	86.62	4.34	2	29,229
-	-	-	-	-	-	-	貨 物 運 送 取 扱 業	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	7,000	140.00	0.03	倉 庫 業	10	116,283	73.83	0.12	-	-
-	-	-	1	4,000	-	0.02	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 給 湯 ・ 水 道 業	11	105,016	83.70	0.11	-	-
3	20,900	14.33	22	454,290	156.35	2.06	印 刷 業	149	1,479,255	88.40	1.54	4	6,239
-	-	-	-	-	-	-	出 版 業	-	-	-	-	-	-
20	121,400	72.05	235	2,115,160	114.49	9.60	サ ー ビ ス 業	1,483	9,334,290	77.91	9.71	16	61,102
-	-	-	5	8,500	13.95	0.04	保 険 媒 介 代 理 業	32	69,512	76.37	0.07	-	-
-	-	-	4	82,000	241.18	0.37	通 信 業	21	148,244	141.22	0.15	-	-
125	1,612,070	107.69	1,434	16,893,954	91.38	76.68	非 製 造 業 計	9,451	73,634,057	78.56	76.56	92	817,145
151	1,877,170	99.67	1,811	22,032,084	90.94	100.00	合 計	12,216	96,176,786	77.54	100.00	113	960,740

千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

3

金融機関別保証状況

平成30年2月末

(単位：千円、%)

保証承諾							金融機関	保証債務残高				代位弁済		
2月			当期中					件数	金額	前年比	構成比	当期中		
件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比						件数	金額	代弁率
38	654,500	114.78	374	5,926,030	70.20	26.90	福井銀行	3,214	33,035,079	73.27	34.35	34	594,901	1.80
20	192,370	45.03	239	3,416,800	77.72	15.51	北陸銀行	2,530	18,848,810	69.42	19.60	15	44,058	0.23
2	60,000	-	8	154,500	117.05	0.70	北國銀行	46	403,978	100.16	0.42	-	-	-
-	-	-	1	6,000	-	0.03	滋賀銀行	4	111,081	93.44	0.12	-	-	-
-	-	-	1	800	3.64	0.00	京都銀行	4	23,406	88.64	0.02	-	-	-
60	906,870	90.92	623	9,504,130	73.16	43.14	地方銀行計	5,798	52,422,354	72.02	54.51	49	638,959	1.22
-	-	-	2	5,800	100.00	0.03	みずほ銀行	10	68,434	38.30	0.07	-	-	-
-	-	-	2	16,000	160.00	0.07	三菱東京UFJ銀行	19	203,232	77.94	0.21	-	-	-
1	20,000	-	3	50,000	-	0.23	三井住友銀行	12	203,079	98.35	0.21	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	りそな銀行	2	48,351	40.77	0.05	-	-	-
1	20,000	-	7	71,800	454.43	0.33	都市銀行計	43	523,096	68.42	0.54	-	-	-
12	123,300	49.21	212	3,105,294	105.51	14.09	福邦銀行	1,433	12,427,289	82.95	12.92	17	87,201	0.70
12	123,300	49.21	212	3,105,294	105.51	14.09	第二地銀協加盟行計	1,433	12,427,289	82.95	12.92	17	87,201	0.70
58	541,100	98.56	753	6,645,010	113.36	30.16	福井信用金庫	3,755	21,717,480	84.84	22.58	35	185,530	0.85
8	160,000	487.80	84	1,137,300	121.36	5.16	敦賀信用金庫	443	3,187,619	93.43	3.31	8	39,302	1.23
3	22,000	160.58	36	269,500	100.87	1.22	小浜信用金庫	207	1,087,529	86.22	1.13	1	785	0.07
9	103,900	577.22	80	919,650	104.99	4.17	越前信用金庫	437	3,611,320	92.31	3.75	3	8,964	0.25
-	-	-	2	17,000	218.51	0.08	京都北都信用金庫	17	59,543	97.60	0.06	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	信金中央金庫	-	-	-	-	-	-	-
78	827,000	134.80	955	8,988,460	113.06	40.80	信用金庫計	4,859	29,663,491	86.62	30.84	47	234,581	0.79
-	-	-	14	362,400	131.15	1.64	商工組合中央金庫	81	1,126,595	95.62	1.17	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	日本政策金融公庫 (中小企業事業)	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	日本政策金融公庫 (国民生活事業)	1	10,850	95.72	0.01	-	-	-
-	-	-	14	362,400	131.15	1.64	政府系計	82	1,137,445	95.54	1.18	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	三井住友信託銀行	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	あおぞら銀行	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	横浜幸銀信用組合	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	福井市農業協同組合	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	花咲ふくい農業協同組合	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	福井丹南農業協同組合	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	福井県信用農業協同組合連合会	1	3,111	4.90	0.00	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	越前たけふ農業協同組合	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	その他合計	1	3,111	4.78	0.00	-	-	-
151	1,877,170	99.67	1,811	22,032,084	90.94	100.00	合計	12,216	96,176,786	77.54	100.00	113	960,740	1.00

千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

4 市町別保証状況

平成30年2月末

(単位：千円、%)

保証承諾							地区	保証債務残高			
2月			当期中					件数	金額	前年比	構成比
件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比					
55	670,300	123.46	667	8,125,280	85.57	36.88	福井市	4,620	37,017,048	76.76	38.49
3	25,000	208.33	62	805,200	145.55	3.65	あわら市	301	2,632,487	83.31	2.74
18	302,970	166.98	183	2,331,970	107.81	10.58	坂井市	1,206	8,888,798	77.70	9.24
1	5,000	15.63	28	283,900	47.23	1.29	吉田郡 永平寺町	221	1,600,198	64.37	1.66
77	1,003,270	130.57	940	11,546,350	90.12	52.41	福井・坂井地域	6,348	50,138,531	76.77	52.13
10	129,000	192.54	80	1,116,250	121.25	5.07	大野市	484	4,555,429	84.70	4.74
2	42,000	40.25	35	442,300	49.48	2.01	勝山市	307	2,254,920	81.57	2.34
12	171,000	99.79	115	1,558,550	85.89	7.07	奥越地域	791	6,810,350	83.64	7.08
18	64,400	17.60	223	2,141,610	74.08	9.72	鯖江市	1,445	9,776,809	74.20	10.17
17	219,000	72.73	194	2,405,300	96.28	10.92	越前市	1,290	9,236,796	71.63	9.60
—	—	—	3	86,500	221.79	0.39	今立郡 池田町	32	276,301	78.67	0.29
—	—	—	14	168,550	122.58	0.77	南条郡 南越前町	75	645,196	90.85	0.67
3	29,000	527.27	48	430,790	95.14	1.96	丹生郡 越前町	324	2,725,203	83.45	2.83
38	312,400	46.35	482	5,232,750	86.94	23.75	丹南地域	3,166	22,660,304	74.55	23.56
9	176,000	85.85	126	1,930,250	96.93	8.76	敦賀市	996	9,376,647	85.50	9.75
3	87,000	303.14	39	589,800	99.76	2.68	小浜市	311	2,834,458	75.14	2.95
5	53,000	430.89	36	409,000	121.19	1.86	三方郡 美浜町	147	1,263,274	86.74	1.31
4	31,500	851.35	30	289,964	82.26	1.32	大飯郡 高浜町	186	1,334,529	72.47	1.39
—	—	—	19	130,870	136.61	0.59	大飯郡 おおい町	93	543,750	85.83	0.57
3	43,000	—	21	242,200	141.22	1.10	三方上中郡 若狭町	143	747,938	87.71	0.78
24	390,500	144.79	271	3,592,084	101.48	16.30	嶺南地域	1,876	16,100,595	82.47	16.74
—	—	—	3	102,350	252.72	0.46	県外	35	467,006	71.33	0.49
151	1,877,170	99.67	1,811	22,032,084	90.94	100.00	合 計	12,216	96,176,786	77.54	100.00

千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

5 資金使途別保証状況

平成30年2月末

(単位：千円、%)

2月				資金使途	当期中			
件数	金額	前年比	構成比		件数	金額	前年比	構成比
133	1,733,800	96.35	92.36	運 転	1,539	20,417,884	90.36	92.67
12	74,370	156.96	3.96	設 備	194	1,166,960	97.42	5.30
6	69,000	188.52	3.68	運 転 ・ 設 備	78	447,240	103.44	2.03
151	1,877,170	99.67	100.00	合 計	1,811	22,032,084	90.94	100.00

千円単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

協会保証制度

※一般保証枠（2億8,000万円）内での取扱いとなる主な制度

平成30年3月現在

制度名	保証対象	保証限度	資金使途	保証期間	信用保証料率 (年.%)	有担保 (※1)	担保
普通保証	資本金3億円以下 (卸売業1億円以下、小売業・サービス業5,000万円以下)又は従業員300人以下(卸売業・サービス業100人以下、小売業50人以下) (政令特例業種はその定めによる)	個人・会社 組合等 2億円 4億円	運 転 設 備	7年以内 15年以内	0.45~1.90	○	必要に 応じ
無担保保証		8,000万円 (無担保無保証人保証含む)					
根 保 証	手形貸付	個人・会社 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	運 転	2年以内	0.45~1.90	○	必要に 応じ
	手形割引・ 電子記録 債権割引				0.39~1.62	○	
当座貸越（貸付専用型）根保証	予め一定の極度額・期間を定め、その範囲内で反復・継続して借入が受けられます。	1企業 100万円以上 2億8,000万円以内	運 転 設 備	1年 若しくは 2年	0.39~1.62	○	5,000万円 超は原則 として必要
事業者カード ローン当座 貸越根保証	小口資金を一定の期間カードを用いて反復継続して利用できます。	1企業 100万円以上 2,000万円以内	運 転 設 備	1年 若しくは 2年	0.39~1.62	○	原則不要
小口零細企業保証	従業員20人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)5人以下)の小規模企業者	1,250万円 (既保証融資残高を含めて 1,250万円以内)	事業資金	7年以内	0.50~2.20 特別小口保険成立 0.70	○	原則不要 不要
ふくいスクラム保証	事業資金を金融機関との協調により連携して支援	8,000万円	事業資金	10年以内	0.35~1.80		不要
長期あんしん借換保証	保証付き既往借入金の長期借換	2億8,000万円	運 転	15年以内	0.45~1.90	○	必要に 応じ
新連携体支援保証	新連携体支援事業の支援を受け策定した事業計画を有する中小企業者	2億8,000万円	事業資金	20年以内	0.45~1.90	○	必要に 応じ
創業フォロー型当座貸越根保証(事業者カードローン)「ステップ」	業歴6か月以上5年未満の中小企業者	300万円	事業資金	2年	0.39~1.62	○	原則 不要
新規・再利用推進保証「きずな」	保証申込時点において、当協会の保証残高が無い中小企業者	2,000万円	事業資金	10年以内	0.36~1.52		不要

※特別保証枠の取扱いとなる主な制度

経営安定関連保証	取引先の倒産、事業活動の制限、災害等突発的事由等により経営の安定に支障が生じている中小企業者	個人・会社 2億8,000万円 (ただし6号認定[破綻金融機関等関係]の場合3億8,000万円) 組合等 4億8,000万円	運 転 設 備	7年以内	経営安定関連特例成立 1~6号 0.80 7・8号 0.68		必要に 応じ
流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者	2億円 (保証割合80%)	事業資金	1年 (ただし、個別保証の場合は、1年以内)	借入極度額 (借入金額)に対し 0.68		必要
中小企業特定社債保証	社債を発行し資金調達をする中小企業者	4億5,000万円	運 転 設 備	2年以上 7年以内	0.45~1.90	○	2億円超は 原則必要
借換保証	経営安定関連保証による借換	個人・会社 2億8,000万円 (ただし6号認定[破綻金融機関等関係]の場合3億8,000万円) 組合等 4億8,000万円	返済資金	10年以内	経営安定関連特例成立 1~6号 0.80 7・8号 0.68		必要に 応じ
	条件変更改善型借換保証による借換	組合等 4億8,000万円	事業資金	15年以内	0.45~1.90	○	
	一般保証による借換	保証対象、保証限度額、資金使途、その他の保証条件に関しては、それぞれの種類の保証における保証条件によるものとします。					
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	債権者全員の合意が成立した経営改善・再生計画に基づき事業再生を行う中小企業者	個人・会社 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	事業資金	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	責任共有制度対象 0.68 責任共有制度対象外 0.80		必要に 応じ
創業等関連保証	事業開始に係る具体的計画を有する創業者及び創業者である中小企業者	個人・会社 1,500万円(※2) (自己資金と同額が保証限度額となる場合があります。)	運 転 設 備	10年以内	0.80		不要
創業関連保証 (再挑戦支援保証含む)		個人・会社 1,000万円(※2)	運 転 設 備	10年以内	0.80		

一括支払契約保証を除く保証について、「会計参与」を設置していることを登記により確認できる書類の提出を受けた場合、0.1%の割引を行います。

(※1) 担保提供(人的担保を除く)がある場合は0.1%の割引を行います。

(※2) 創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証、再挑戦支援保証を併用した場合の限度額は、3,000万円となります。

創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証、再挑戦支援保証、一般分に係る無担保保証の合計額は8,000万円以下となります。

福井県制度融資

平成30年3月現在

制度名	保証対象	保証限度	資金使途	保証期間	信用保証料率 (年%)	保証付利率 (年%)	担保	
中小企業育成資金	(一般)	中小企業者	運 設 備	7年以内	0.35～1.70	1.50	必要に 応じ	
	企業の育児・介護・再雇用支援分 企業の女性活躍推進分	【企業の育児・介護・再雇用支援分】 【女性活躍推進分】		10年以内	0.35～1.70			
	(小口)	小規模企業者	運 設 備	7年以内	0.40～1.96 (※1の場合) 0.70	1.20		
経営安定資金		①売上高等、前年または2年前の同期に比して3%以上減少している中小企業者 ②原子力発電所運転停止の影響を受けたことにより、売上高等の減少が見込まれる中小企業者	運 設 備	7年以内	0.35～1.70	1.30	必要に 応じ	
	為替変動対策分	急激な為替変動の影響を受けたことにより資金繰りが悪化している中小企業者			8,000万円	0.70 (※2の場合 3～6号)		1.20
	セーフティネット保証支援分	中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する中小企業者			0.60 (※2の場合 7・8号)	1.30		
関連倒産防止資金	倒産企業に対し、売掛債権等を有する中小企業者	8,000万円 (ただし、売掛債権等の範囲内)	運 設 備	5年以内	0.23～1.49 (※2の場合) 0.80	1.30 1.20		
中小企業再生支援資金	経営改善計画等に従って再生事業を実施する中小企業者	一計画当たり 8,000万円 経営改善計画等に基づく再生事業の実施に必要な事業資金		10年以内	0.68	2.00	不要	
資金繰り円滑化支援資金	経営改善計画に基づく借換えにより資金繰り及び経営の改善が可能な中小企業者	8,000万円 (新たな事業資金は、既往借入金の借換額を限度とし、借換後の月々の返済額が借換前より減少すること)		10年以内	0.35～1.70	2.00	必要に 応じ	
					0.70 (※1の場合)	1.70		
					0.80 (※2の場合 1～6号)	2.00		
長期借換支援資金	既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っており、ローカルベンチマークを活用して事業の強み・弱みなど経営課題の把握に取り組む中小企業者	8,000万円		15年以内	0.35～1.70	2.00 (10年以内)	必要に 応じ	
						2.40 (10年超)		
開業支援資金	(無担保)	県内にて新たに事業を開始または1年未満の中小企業者 借入額のうち1,000万円まで(初回利用に限る)	運 設 備	5年以内	0.80	1.20	不要	
	おもてなし産業支援分	菓子店等・飲食店・旅館を創業又は新商品開発を図る中小企業者		7年以内	0.80			
	(有担保)	県内にて新たに事業を開始する方または1年未満の中小企業者	1億円	運 設 備	10年以内	0.35～1.70	1.30	必要
産業活性化支援資金	おもてなし産業支援分	菓子店等・飲食店・旅館の改修・新築、新商品開発を行う中小企業者	運 設 備	7年以内	0.35～1.70	1.30	必要に 応じ	
	経営活性化支援分	商工会議所・商工会の経営指導員のもと、新分野進出や新商品の開発等の経営革新を図る中小企業者		15年以内				
	新事業展開等支援分	①中小企業新事業活動促進法等の事業計画を進める中小企業者	1億5,000万円 (うち、運転8,000万円)	運 設 備	7年以内	0.35～1.70 (※3の場合) 0.68		1.70
		②「ふくい逸品創造ファンド事業」に基づく助成事業を実施した中小企業者	8,000万円					
		③「新成長産業創出支援」に基づく補助事業を実施した中小企業者	1億5,000万円 (うち、運転8,000万円)					
		④「新分野展開スタートアップ支援事業」に基づく助成事業を実施した中小企業者	8,000万円					
⑤嶺南地域企業特別支援チームが支援し、承認を受けた中小企業者	1億5,000万円 (うち、運転8,000万円)	8,000万円						
⑥「ふくい手しごと」に認定された伝統工芸品等の製造技術の維持承継に向け承認を受けた中小企業者								
県外・海外販路開拓支援分	県内に本社(本店)があり、県外又は海外への県産品の販路開拓のための事業計画を進め、県の承認を受けた中小企業者	1億5,000万円 (うち、運転8,000万円)			0.35～1.70 (※3の場合) 0.68 (※4の場合) 0.98			
事業承継支援分	後継者不在等により存続見通しがつかない県内中小企業から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部または一部を承継する中小企業者				0.35～1.70			
オープンイノベーション支援資金	ふくいオープンイノベーション推進機構の支援により、県の承認を受けた中小企業者	1億5,000万円 (うち、運転8,000万円)	運 設 備	7年以内 15年以内	0.35～1.70	1.30 (10年以内) 1.70 (10年超)		
IoT・AI等導入支援資金	IoTやAIを用いた設備の導入により、「付加価値額」および「経常利益」の向上が見込まれる事業計画を進める者として、県の承認を受けた中小企業者	1,500万円	設 備	5年以内	0.35～1.70	0.60		

※1 特別小口保険成立分 ※2 経営安定関連特例成立分
 ※3 経営革新関連特例、農工商等連携事業関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分 ※4 海外投資関係保険成立分

各市制度融資

平成30年3月現在

制度名	保証対象	保証限度	資金使途・保証期間	信用保証料率 (年%)	保証付貸付利率 (年%)		
福井市	福井市小規模企業者サポート資金	福井市内で業歴1年以上の小規模企業者 1,250万円 (既保証融資残高との合計で1,250万円の範囲内)	運転設備 運転・設備併用	5年以内 7年以内 7年以内	保証料補給全額 特別小口保険成立 0.70	1.20	
	福井市社会貢献サポート資金	福井市内で業歴1年以上の、子育てファミリー応援企業として登録されている企業等 3,500万円	運転設備 運転・設備併用	5年以内 10年以内 10年以内	保証料補給2分の1	5年以内 1.40 10年以内 1.70	
	福井市経営安定借換資金	福井市内で業歴1年以上の最近3か月間の売上高が、前年同期と比較し、3%以上減少しているなどの中小企業者 4,000万円 (月返済額が減少すれば限度額の範囲内で追加融資可)	借換 (一般保証枠にて借り換える場合は、それぞれの保証条件による)	10年以内	保証料補給4分の1	7年以内 1.90以下 10年以内 2.40以下 7年以内 1.60以下 10年以内 2.10以下 7年以内 1.90以下 10年以内 2.40以下	
	福井市効率アップ設備促進資金	福井市内で業歴1年以上の、設備を導入し、生産性の向上や経費の削減が見込まれる中小企業者 2,500万円	設備	10年以内	保証料補給全額	1.30	
	福井市ものづくり開発支援資金	福井市内で業歴1年以上の、製造業、ソフトウェア業を営んでいる、または新たに営もうとする中小企業者 3,000万円 (総事業費の8割を限度)	運転設備 運転・設備併用	5年以内 10年以内 10年以内	保証料補給全額	5年以内 1.20 10年以内 1.30	
	福井市企業立地促進資金	福井市内で業歴1年以上で、市内に工場または事業所の設置を行うなどの中小企業者 新設 2億8,000万円 新設以外 2億円 (総事業費の8割を限度)	設備	7年以上 15年以内	保証料補給2分の1	10年以内 1.40 10年超 1.70 15年以内 1.70	
	福井市観光施設整備資金	福井市内で業歴1年以上で、観光施設の新設、増改築等の設備投資を行う中小企業者 3,000万円	設備	10年以内	保証料補給全額	1.30	
福井市創業支援資金	①35歳未満または女性、②2年以内に福井市内に転入、③市街地で築25年以上の物件改装等、④「福井市創業支援事業計画」支援を受けた方 融資額が1,000万円超の場合、1,000万円超と同額以上の自己資金を有すること 1,500万円	運転設備 運転・設備併用	5年以内 7年以内 7年以内	保証料補給全額	0.80 7年以内 1.20		
敦賀市	敦賀市中小企業経営安定資金	敦賀市内にて事業を営んでいる、または新たに事業を営もうとする中小企業者 (新たに事業を営もうとしている、または事業継続が1年に満たない者で、設備資金の場合は、融資申込額の3分の1以上の自己資金を有すること) 運転設備 1,500万円 設備 2,000万円 ※小売業者が店舗を新増改築する場合 2,500万円	運転設備 運転・設備併用	5年以内 7年以内 7年以内	保証期間が3年以内の場合、全期間保証料の50% 保証料率0.70 保証期間が3年を超え7年以内の場合、全期間保証料の30% 保証料補給0.80 保証料補給0.68	1.50	
	敦賀市小規模事業者特別資金	敦賀市内にて1年以上事業を営んでいる小規模企業者 1,250万円 (既保証融資残高との合計で1,250万円の範囲内)		7年以内	保証料補給全額 特別小口保険成立 0.70	1.20	
大野市	大野市中小企業資金	商工業振興資金	大野市内において1年以上同一事業を営んでいる中小企業者等	運転 (短期) 1,000万円 運転 (長期) 2,000万円 設備 2,000万円	1年以内	-	1.50
		経営安定資金 繰り替え資金 借換え資金	大野市内において1年以上同一事業を営み、最近3か月の売上高が前年同期と比較して10%以上増減している中小企業者等	運転 3,000万円	7年以内	保証料補給3分の1 保証料補給2分の1	0.45~1.90 特別小口保険成立 0.70
	元気企業支援資金	大野市内において新たに事業を開始または開業から1年以内の中小企業者等	運転 500万円 設備 1,000万円	7年以内 10年以内	0.80	1.30	
	経営革新種進出資金	大野市内において1年以上同一事業を営み、経営革新計画・事業改善計画等の認定を受けた中小企業者等	2,000万円	7年以内 10年以内	-	1.50	
	労働環境改善整備資金	大野市内において1年以上同一事業を営み、労働環境改善計画・環境設備整備計画の認定を受けた中小企業者等	2,000万円	設備	10年以内	0.68	1.50
	勝山市	勝山市小規模企業振興対策資金	勝山市内において引き続き6か月以上同一事業を営んでいる小規模企業者 運転設備 1,000万円 (既保証融資残高との合計で1,250万円の範囲内)	7年以内	0.50~2.20 特別小口保険成立 0.70	1.20	
鯖江市	鯖江市小規模企業者特別資金	鯖江市内で1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者 運転設備 1,250万円 (既保証融資残高との合計で1,250万円の範囲内)	7年以内	補給要件を満たす場合 保証料補給全額 特別小口保険成立 0.70	1.20		
	鯖江市中小企業振興資金	鯖江市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者 運転設備 2,000万円 設備 3,000万円	7年以内 10年以内	保証料補給2分の1	5年以内 1.00 7年以内 1.50 10年以内 1.90		
越前市	越前市小規模企業者支援特別資金	越前市内で1年以上継続して事業を営んでいる小規模企業者 運転設備 1,250万円 (既保証融資残高との合計で1,250万円の範囲内)	7年以内	保証料補給全額 特別小口保険成立 0.70	1.20		
坂井市	坂井市中小企業者等振興資金(一般資金)	坂井市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者 運転設備 1,000万円 設備 3,000万円	7年以内	保証料補給0.6	1.50		
	坂井市中小企業者等振興資金(開業資金)	坂井市内において新たに事業を開始または開業から1年以内の中小企業者 運転設備 1,500万円	7年以内	保証料補給0.6 創業等関連特例、創業関連特例成立 0.80	(無担保) 1.20 (有担保) 1.30		
小浜市	小浜市中小企業振興資金	小浜市内で6か月以上継続して事業を営んでいる中小企業者 運転設備 1,000万円	7年以内	保証料補給3分の1	1.50		

(注) 全ての市の制度について市税を完納していることが条件です。

4F FAX 0776-33-8310

業 務 部

保証課

保証申込の審査・調査、金融相談
保証申込・変更届の受付、保証書等の発行、変更届等の審査・調査、
財務諸表・担保システム入力内容の審査、保証業務推進の企画

TEL 0776-33-8311、0776-33-8312

企業支援部 創業・企業支援室

企業支援課

創業支援（創業後5年未満含む）、事業承継支援、経営支援、経営改善支援、再生支援

保証申込・保証条件変更申込の審査・調査（条件変更先、創業支援先、再生支援先、経営改善計画策定支援事業・経営支援強化事業・経営サポート会議関与先）

TEL 0776-33-8313

経営サポート課

期中管理、事故報告、代位弁済、信用保証料

保証申込・条件変更申込受付、保証書等の発行、財務諸表・担保システム入力内容の審査

TEL 0776-33-8313

総 務 部

総務課

庶務、経理

TEL 0776-33-8300

経営管理課

事業計画、予算、決算、企画、
広報、電算システムの管理

TEL 0776-33-8300

検 査 室

内部検査、コンプライアンス、
苦情に関すること

TEL 0776-33-8305

5F FAX 0776-33-8321

管 理 部

管理課

求償権管理・回収、法的措置、回収事務、
保険金、損失補償金

TEL 0776-33-8320



〒918-8004 福井市西木田2丁目8-1
(福井商工会議所ビル4・5階)
TEL.0776-33-1800(代表)
<http://www.cgc-fukui.or.jp>